

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石 井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)
地域名 (地域内農業集落名)	岩井地区 (久枝、市部、竹内、高崎、合戸、宮谷、二部、検儀谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、南房総市の北西部に位置する岩井土地改良区内のエリアで二級河川岩井川、普通河川大川及び堰を水源としており、多面的機能支払交付金を活用しエリア内の保全・施設の長寿命化に取り組んでいる。主な生産作物は1法人5農業者を担い手として水稻、露地野菜を作付けしている。農地の利用状況は概ね良好であるが一部担い手の経営規模縮小による遊休農地の増加が懸念されるため、他の担い手への集積・集約はもとより新規就農や企業参入の推進を図る必要がある。

【地域の基礎的データ】

359戸(農業委員会農地台帳)・担い手6件(うち法人1件)

主な作物:水稻、食用ナバナ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻及び地域の特産品である食用ナバナ等露地野菜を主要作物としつつ、新規就農者、参入企業や多様な経営形態の担い手へ集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地バンクに貸し付けていく。中間管理事業に切り替えて、皆が預ければ補助金(地域集積協力金)のメリットがある。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクを通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去や乾田化に資するため耕作条件改善事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。 支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、施肥、草刈り等コントラクター事業を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦畦畔等の草刈りについて、地権者・担い手及び土地改良区の話し合いのもと協力体制を構築する。
- ⑧河川を堰き止めるラバーダム3か所の大型用水施設の老朽化を見据え計画的な改修を検討する。